

健生食輸発0605第1号
令和8年6月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(スペイン産アーモンドの総アフラトキシン並びにブラジル産鶏肉のエンロフロキサシン及びドキシサイクリン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年6月4日付け健生食輸発0604第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、スペイン産アーモンド及びブラジル産鶏肉についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・スペイン産アーモンドの総アフラトキシン

2. 別表第3から削除

- ・ブラジル産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SAO SALVADOR ALIMENTOS S/A」であるものに限る。)
- ・ブラジル産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のドキシサイクリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SAO SALVADOR ALIMENTOS S/A」であるものに限る。)